

国官会第421号
国地契第14号
平成19年6月18日

別紙 あて

国土交通事務次官

水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書について

国土交通省においては、これまで職員以外の有識者も参加した「入札談合防止対策検討委員会」を設置し、入札談合への関与行為に関する事実関係の調査を行うとともに、今後の入札談合防止対策について検討を行ってきたところである。

先に、「当面の入札談合防止対策について」（平成19年3月9日付け国地契第90号）をもって通知したとおり、本年3月8日、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求を受けた際、当面まず取り組むべき対策を取りまとめたところであるが、その後、事実関係の調査を進めるとともに、談合の背景・要因の分析を踏まえた改善措置の検討を行い、今般、別添報告書として取りまとめたので送付する。

貴職におかれては、入札談合への関与行為を根絶するため、本報告書に示された改善措置の実施に万全を期されたい。

別添 「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」